

伊那中央病院放射線障害予防規程

平成15年4月1日

訓令第9号

改正 平成18年5月1日 訓令第15号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)に基づき伊那中央病院(以下「病院」という。)における放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保するものとする。

(適用範囲)

第2条 この訓令は、病院の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射線作業」とは、放射線発生装置の使用の作業をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、院長が放射線業務従事者として承認した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、放射線発生装置使用施設をいう。

(遵守等の義務)

第4条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

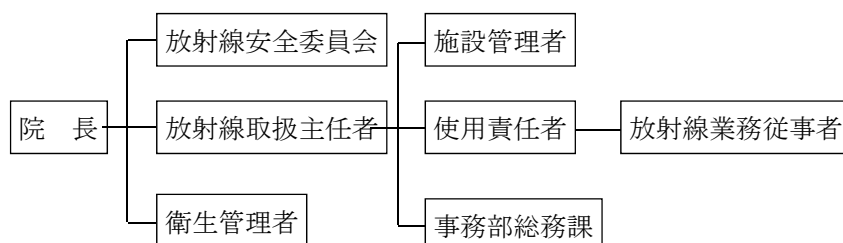
2 院長は、放射線取扱主任者が法並びにこの訓令に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 院長は、第9条に定める放射線安全委員会がこの訓令に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 病院における放射線発生装置の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。



(放射線取扱主任者等)

第6条 院長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有する者、又は放射線科に属する常勤の医師のうちから放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 院長は主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、前項に規定する主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

3 院長は、第1項の規定に基づいて主任者を選任した場合には、選任後1年以内に法第36条の2第1項に規定する「定期講習」を受けさせなければならない。また、前回の「定期講習」を受けた日から3年以内に「定期講習」を受けさせなければならない。

4 院長は、第2項の規定に基づいて代理者を選任した場合についても、前項の規定と同様に、選任後1年以内に法第36条の2第1項に規定する「定期講習」を受けさせなければならない。また、前回の「定期講習」を受けた日から3年以内に「定期講習」を受けさせなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第7条 主任者は、病院における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査等の立合い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 院長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他の放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第8条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全委員会)

第9条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、病院に放射線安全委員会を置く。

- 2 委員長は、院長が任命する。
- 3 委員は、主任者、使用責任者及びその他から院長が任命する。
- 4 委員会の運営については、別に定める放射線安全委員会運営規則によるものとする。

(衛生管理者)

第10条 院長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条により定められた者を衛生管理者として選任しなければならない。

- 2 衛生管理者は、業務従事者の健康管理をしなければならない。

(使用責任者)

第11条 院長は、放射線作業に使用責任者を定めなければならない。

- 2 使用責任者は、業務従事者に対し放射線発生装置の取扱いについて適切な指示を与るとともに使用、定期点検に関する記帳を行わなければならない。
- 3 使用責任者は、第13条に掲げる業務従事者として登録しなければならない。

(施設管理者)

第12条 院長は放射線施設を管理させるため、診療放射線科長の職にある者を施設管理者に指定する。

- 2 施設管理者は、主任者の指示に基づいて放射線障害が発生することのないよう放射線施設の点検、維持及び管理を総括する。

(業務従事者)

第13条 病院において放射線発生装置の取扱い等業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 業務従事者は、申請に基づき主任者の同意のもとに院長が承認したうえで登録する。
- 3 院長は、前項の承認を行うにあたり、業務従事者として申請した者が第23条に定める教育及び訓練並びに第24条に定める健康診断を受けていることを確認しなければならない。

(庶務)

第14条 放射線安全委員会の庶務、業務従事者の健康診断に関する事務等は、事務部総務課において行う。

第3章 管理区域

(管理区域)

第15条 院長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 使用責任者は、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 業務従事者として第13条に基づき登録された者

- (2) 見学者等で一時的に立ち入る者として主任者が認めた者（以下「一時的立入者」という。）

（管理区域に関する遵守事項）

第16条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (3) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
- (4) 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (5) 一時的立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

- 2 施設管理者及び使用責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に、取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 維持及び管理

（始業点検及び巡視点検）

第17条 施設管理者及び使用責任者は、別に定める点検維持管理細則に従い放射線施設の始業点検及び巡視点検を行わなければならない。

- 2 施設管理者及び使用責任者は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

（定期点検）

第18条 施設管理者及び使用責任者は、別に定める点検維持管理細則に従い定期的に放射線施設の点検を行わなければならない。

- 2 施設管理者及び使用責任者は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設管理者及び使用責任者は、第1項の定期点検及び第2項の修理等を終えたときは、結果を取りまとめて主任者を經由し、病院長に報告しなければならない。

第5章 使用

（放射線発生装置の使用）

第19条 放射線発生装置を使用する者は、使用責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に患者以外の人がないことを確認すること。
- (2) 使用中は、運転中であることを明示すること。
- (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

- 2 使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなけ

ればならない。

第6章 測定

(放射線測定器等の保守)

第20条 院長は、安全管理にかかる放射線測定器等測定関連機器について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第21条 院長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原型として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して次の各号に従い行わなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界、病室境界及び病院の境界についてあらかじめ定めた地点について行うこと。
- (2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。

3 次の各号について測定結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

4 前項の測定結果は、院長が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第22条 院長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い、個人被ばく線量を測定しなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）について行うこと。
- (3) 前号の他頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（女子にあつては腹部及び大たい部からなる部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、前2号のほか当該部位についても行うこと。ただし、中性子線については、この限りでない。

- (5) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時的立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (6) 次の項目について測定の結果を記録すること。
- ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び形式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- (7) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録すること。
- (8) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。
- ア 測定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
- (9) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に行い記録すること
- (10) 前号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを越えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計）を毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。
- ア 集計年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 集計した者の氏名
 - エ 集計対象期間
 - オ 累積実効線量
- (11) 第7号から前号の記録は院長が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。

第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第23条 院長は、管理区域に立ち入る者及び放射線発生装置の取扱等業務に従事する者に対し、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 管理区域に立ち入る者については、初めて管理区域へ立ち入る前

イ 管理区域に立ち入らない者については、取扱等業務に従事する前

ウ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあつては、1年を超えない期間ごと

(2) 前号ア並びにイについては次に掲げる項目及び時間数を又ウについては次に掲げる項目について実施すること。

項目	ア	イ
放射線の人体に与える影響	30分間以上	30分間以上
放射線発生装置等の安全取扱い	4時間以上	1時間30分以上
放射線障害防止に関する法令	1時間以上	30分間以上
放射線障害予防規程	30分間以上	30分間以上
その他放射線障害防止に関して必要な事項		

3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び、技能を有していると認められるものに対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

4 主任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時的立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

第8章 健康診断

(健康診断)

第24条 院長は、業務従事者に対して次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、1年を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、管理区域に立ち入った後であっては、医師が必要と認める場合に行うこととする。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 院長は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、若しくは被ばくしたおそれのある場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

3 院長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 第3項の健康診断の結果の記録は、院長が永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第25条 主任者は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、衛生管理者と協議し、その程度に応じ、管理区域への立ち入り時間の短縮、立ち入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を院長に具申しなければならない。

2 院長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

第9章 記帳及び保存

(記帳)

第26条 院長は、使用、点検、教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、使用責任者等に記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用

ア 放射線発生装置の種類

イ 放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 放射線施設等の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(3) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 前項に定める帳簿は各年度ごとに閉鎖し、院長が5年間保存しなければならない。

第10章 危険時の措置等

(危険時の措置)

第27条 放射線発生装置に関し、地震、火災等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合、その発見者は直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 院長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに関係機関に通報するとともに遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならない。

3 院長は、第1項でとられた措置を放射線安全委員会に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第28条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別図に定める連絡通報体制に従い、施設管理者及び使用責任者が、放射線施設について別記に定める項目について点検を行い、その結果を、放射線取扱主任者を經由して院長に報告しなければならない。

第11章 報告

(異常時の報告)

第29条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに院長に通報しなければならない。

(1) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、若しくは超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(2) 前号のほか、放射線障害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合

2 院長は前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

(定期報告)

第30条 施設管理者及び使用責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して院長に報告しなければならない。

2 院長は、本報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年12月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月1日訓令第15号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

別図（第 28 条関係）



別記（第 28 条関係）

1 点検事項

- (1) 使用施設使用中の場合、患者は無事退室できたか。
- (2) 放射線の発生は確実に停止しているか。
- (3) 放射線発生装置に破損、損壊はないか。
- (4) 出入り口扉は正常に開閉、または動作するか。
- (5) 出入り口扉、しゃへい体、しゃへい物に破損、亀裂などの損傷はないか。
- (6) 使用施設等は地崩れ及び浸水のおそれはないか。
- (7) 主要構造部に破損、亀裂等の損傷はないか。

2 その他

- (1) 点検表は別に定める。
- (2) 点検の結果は次の項目について記録すること。
 - ア 点検の実施年月日
 - イ 災害発生日及び災害の内容
 - ウ 点検結果及び講じた措置
 - エ 点検を行った者の氏名
- (3) 必要に応じて点検項目を追加すること。